

公 告

令和7年6月6日

航空自衛隊
車力分屯基地司令

青森県つがる市富蒔町屏風山1に所在する防衛省航空自衛隊車力分屯基地において、令和7年度航空自衛隊車力分屯基地開庁記念行事の売店出店業者を、次のとおり募集します。

1 募集する業種及び販売品目

- (1) 食 品：自由（生肉、鮮魚等を除く。）
- (2) 飲 料：自由（酒類不可。容器がビンでないこと。）
- (3) その他（雑貨、玩具、くじ引き及び自衛隊関連グッズ等）
※業種については、食品の応募が多い場合は食品を優先する。

2 募集数

8～10業者（8～10店舗）程度

※ 航空自衛隊車力分屯基地開庁記念行事の計画等に変更が生じた場合は、募集数を増減又は中止することがあります。また、応募業者多数等の場合は抽選とさせていただきます。

3 実施日等（予定）

- (1) 実施日：令和7年10月5日（日）
- (2) 出店（販売）時間：午前9時00分～午後3時00分（基準）
※ 日時等は予定であり、中止を含め内容等が変更される場合があります。
- (3) 募集業者締切日：令和7年6月30日（月）午後3時

4 募集要項の確認方法

- (1) 配布期間：令和7年6月16日（月）から令和7年6月27日（金）まで。
- (2) 配布場所：航空自衛隊車力分屯基地ホームページ
第21高射隊基地業務小隊厚生班事務室

5 その他

細部は、募集要項をご確認の上、ご不明な点は、下記担当までご連絡下さい。
(照会先)

〒038-3301

青森県つがる市富蒔町屏風山1 航空自衛隊車力分屯基地

第21高射隊基地業務小隊厚生班（担当：吉田、松本）

電話（代表）0173-56-2531（内線）234

メール：MATSUMOTOn7h@inet.aci.mod.go.jp

FAX：0173-56-2531（内線276）

メール



基地 HP



※電話の場合、代表番号（0173-56-2531）へかけると、交換手ができますので、FAX番号を御伝え下さい。

※FAXの直通はございません。代表番号（0173-56-2531）へかけると、交換手ができますので、FAX番号を御伝え下さい。発信音後にスタートボタンを押下願います。

募 集 要 項

令和7年度航空自衛隊車力分屯基地開庁記念行事(以下、「開庁記念行事」という。)における売店の出店に関する募集案内の各項目及びその他の事項についてご説明致しますので、募集案内と併せてご覧のうえ、応募のご参考にして下さい。

なお、個人での出店及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に抵触する者の出店は、ご遠慮させていただきます。

応募資格については、出店及び販売能力を有し、誓約書の事項と次に掲げる諸条件に従っていただける業者様であれば、どなたでも応募していただけます。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に抵触する者が1人でもいた場合は、警察の指導により出店をお断り致しますのでご了承ください。

1 販売概要

(1) 開庁記念行事実施日(予定)

令和7年10月5日(日)

(2) 出店(販売)時間

午前9時から午後3時を基準とします。

(3) 出店(販売)時間の変更等

当日の天候等による開庁記念行事の時程の変更があった場合は、それに伴い出店(販売)時間に変更になる場合があります。

なお、基地への入門時間につきましては、別途調整させていただきます。また、出店(販売)時間内において販売品を完売されても、開庁記念行事が終了するまでは、売店の撤収はできませんのでご了承願います。

2 販売品目

(1) 食品等

出店当日については、食中毒の発生を予防するため、十分な加熱処理がされていない食品(生肉、鮮魚及び生野菜等)についての販売は認められませんのでご了承願います。

(2) 飲料等

ア 酒類販売不可です。飲料の容器がビンのものについては、保安上の観点から原則として販売を認めないものとします。

イ 紙又はプラスチック製のカップによる飲料の販売については、前号のイと同じ条件とします。

(3) 玩具

放射性同位元素が装備された羅針盤トリチウムコンパス、ドローン等の小型無人機、サバイバルナイフ等の刃物、花火等の火薬類、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は保安上の観点から販売は、認めません。

(4) その他

出店申請時に提出していただく販売品目及び価格については、販売品目内訳表（別紙様式第3）により官側が確認し、販売不適と判断した品目については、販売許可をいたしません。

3 応募資格及び募集数

(1) 応募資格

出店申請をする者の応募資格要件は、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）において規定する暴力団、暴力団員又は暴力団構成員等（以下「暴力団員等」という。）の応募は認めないものとします。

(2) 募集数

募集数は、厳密なものではありませんが、売店設置区画に限りがありますので、出店予定店舗が収容不可能となった場合は抽選とさせていただきます。

4 販売方法等

(1) 販売区画（基準）

1店舗（1区画）あたり5.4m（間口）×3.6m（奥行）とします。出店（販売）に際しましては、衛生管理面及び安全上の観点から必ずテントを張っていただき、場所につきましては、官側にて決定いたします。また、サイズの違う小型テントを複数設営する場合は、合計サイズが1区画内に収まるように設営していただきます。

(2) 電気、水の供給

電気、水の供給は、官側では一切行いませんのでご了承ください。

(3) 火気の使用

基地内で火気を使用する場合は、火気器具等持込資材内訳書（別紙様式第4）により届出をするとともに、各店舗ごとに業務用消火器1本以上を備え付けて下さい。

(4) 行政財産（土地）使用料

出店に際して、国有財産法（昭和23年法律第73号）の規定に基づく土地の使用許可申請を行い当該使用料をお支払いただきます。

なお、お支払方法等につきましては、出店業者事前説明会にて細部調整させていただきます。

(5) 基地内への乗入車両等

ア 駐車場には限りがありますので、基地乗入台数については、1業者あたり2台までとさせていただきます。

イ 基地内への乗入車両については、基地乗入車両届の提出が必要となります。

ウ 基地内の車両運行については、官側の指示に従って下さい。

(6) その他の事項

開庁記念行事当日は、官側で売店の巡視指導を行います。官側の指示等に従っ

ていただけない場合は、出店の中止等の処置をせざるを得なくなる場合がありますことをご了承願います。

5 提出書類

- (1) 令和7年度航空自衛隊車力分屯基地開庁記念行事売店出店申請書（別紙様式第1）
- (2) 誓約書（別紙様式第2）
- (3) 販売品目内訳表（別紙様式第3）
- (4) 火気器具等持込資材内訳書（別紙様式第4）
- (5) 会社概要等（別紙様式第5）

※ 個人情報に関して

提出していただいた書類については、令和7年度開庁記念行事に関してのみに使用し、それ以外の目的に使用することは一切ございません。

6 提出先及び提出期限

(1) 提出先

（郵送の場合）

青森県つがる市富港町屏風山1

航空自衛隊車力分屯基地 第21高射隊基地業務小隊厚生班 売店係担当者

（メールの場合）

メール：MATSUMOTO7h@inet.aci.mod.go.jp



(2) 提出期限

令和7年6月30日（月）午後3時まで

※ 郵送の場合は必着と致します。これに抛りがたい場合は担当者にご連絡下さい。

7 出店業者事前説明会

(1) 日時

令和7年9月5日（金）午後3時開始（基準）

※ 時間厳守をお願いいたします。

(2) 場所

航空自衛隊車力分屯基地内1号庁舎1階多目的室（変更の可能性あり。）

(3) 実施内容

ア 出店の概要説明

イ 出店に際しての注意事項

ウ 出店場所の確認

エ その他調整事項

※ 事前説明会につきましては、必ず出席していただきます。ただし、出店業者の営業所が遠方の場合等でやむを得ない理由により出席が困難な場合は、担当者にご連絡下さい。